

証券コードNo6265
平成28年3月3日

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目6番18号

株式会社 妙 徳

代表取締役社長 伊 勢 幸 治

第65期 定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
当社 本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第65期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第65期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトへ掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

<<当社ウェブサイト <http://www.convum.co.jp>>>

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年 1 月 1 日)
(至 平成27年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策、日銀の金融政策の効果もあり、緩やかな回復基調にありました。しかしながら一方で、中国をはじめとする新興国の景気減速が次第と鮮明となり、企業の設備投資に慎重な姿勢が見られるなど、先行きは、依然として不透明な状況であります。

このような環境下、当社グループは、顧客ニーズに応える迅速な新製品開発と拡販の体制をより強固にし、売上拡大に取り組むとともに、生産面においては、引き続き海外生産の拡充によるコストダウンに取り組み、生産性向上の取り組みによる製品原価率の低減などに取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高は2,444百万円（前年同期比103.1%）、連結経常利益は446百万円（前年同期比110.3%）、連結当期純利益は244百万円（前年同期比104.1%）となりました。

② 製品群別の状況

【コンバム】

韓国市場において、半導体製造装置業界への新機種投入による既存顧客の深耕と新規顧客開拓に努めるとともに、中国市場でのスマートフォン関連装置への需要獲得等の取り組みに努めた結果、当期の連結売上高は907百万円となりました。全製品に占める売上高構成比は、吸着パッド、FA機器その他の売上高構成比が上昇したことにより、37.1%となり、前年同期比0.9ポイント低下いたしました。

【吸着パッド】

韓国市場における新規設備に対する需要への獲得取り組み、最終ユーザーの機械稼働率の向上による保守メンテナンス用製品の需要増加等により、当期の連結売上高は1,135百万円となりました。売上高構成比は46.5%となり、前年同期比0.9ポイント上昇いたしました。

【圧力センサ】

主要顧客業種である半導体製造装置業界において、期の前半は国内外ともに需要の改善がみられ堅調に推移いたしましたが、期の後半に入り一部需要が減速したこと等により、当期の連結売上高は201百万円となりました。また、売上高構成比は8.2%となり、前年同期比0.1ポイント低下いたしました。

【FA機器その他】

空気圧機器および真空ポンプ等の一般設備機器は、他の製品群同様、需要に改善が見られました。液晶パネル関連業界でのエア浮上ユニット(CONFLOAT)の需要獲得等に取り組み、当期の連結売上高は199百万円となりました。売上高構成比は8.2%となり、前年同期比0.1ポイント上昇いたしました。

③ 製品群別売上高

(単位：千円)

	第 64 期 (自 平成26年 1月 1 日 至 平成26年12月31日)			第 65 期 (自 平成27年 1月 1 日 至 平成27年12月31日)		
	売 上 高	構 成 比	前期比	売 上 高	構 成 比	前期比
コ ン バ ム	901,230	38.0%	123.7%	907,815	37.1%	100.7%
吸 着 パ ッ ド	1,080,393	45.6	110.2	1,135,836	46.5	105.1
圧 力 セ ン サ	197,777	8.3	90.9	201,374	8.2	101.8
FA機器その他	191,573	8.1	113.0	199,698	8.2	104.2
合 計	2,370,975	100.0	113.1	2,444,725	100.0	103.1

(2) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、国内で個人消費などに弱さが見られるものの、引き続き緩やかな回復基調で推移すると思われます。海外においては、米国では雇用情勢や景気の先行きに明るさが見え、好調に推移すると思われる一方、中国をはじめとする新興国の景気減速懸念等、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社グループは新たに目指すべき会社の姿として「コンバム、パッドナンバー1」を掲げ、真空機器のパイオニアメーカーとして、これまで以上に顧客ニーズに応える新製品開発と拡販活動、顧客満足度の更なる向上に努めてまいります。

(3) 資金調達の状況

資金調達はございません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、179,263千円であり、その主なものは次のとおりであります。

建物及び構築物	26,894千円
機械装置及び運搬具	53,057千円
その他（工具、器具及び備品）	34,868千円

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 62 期 (平成24年12月期)	第 63 期 (平成25年12月期)	第 64 期 (平成26年12月期)	第 65 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高	2,120,809	2,095,897	2,370,975	2,444,725
経常利益	380,086	353,526	405,167	446,728
当期純利益	182,799	225,439	234,845	244,518
1株当たり当期純利益	23円74銭	29円75銭	31円54銭	33円19銭
総資産	3,524,686	3,832,135	4,021,961	4,125,817
純資産	3,161,331	3,381,722	3,574,597	3,721,404

(注) 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

- 第62期につきましては、海外子会社の販売体制の強化、海外からの材料調達比率の向上や購入部品の内製化、海外子会社での生産拡大等による原価低減に取り組みましたが、主要顧客業種である半導体製造装置業界等の需要が大きく落ち込んだことにより、売上高2,120百万円、経常利益380百万円となりました。また、矢口事業所の耐震化に伴う建物建替損失及び秋田事業所の閉鎖損失として合計74百万円の特別損失を計上したことにより、当期純利益は182百万円となりました。
- 第63期につきましては、新興国市場のニーズに応えた製品シリーズの市場投入や、海外販売拠点の拡充等、販売体制を強化し拡販を推し進めてまいりましたが、パソコン、液晶テレビ等のデジタル電子・電気機器の低迷等もあり、売上高2,095百万円、経常利益353百万円、当期純利益は225百万円となりました。

- ③ 第64期につきましては、製品開発部門と営業部門を組織統合することにより、顧客ニーズに応える迅速な新製品開発と拡販の体制をより強固にするとともに、海外生産の拡充によるコストダウン及び製品供給能力強化に取り組んだ結果、売上高2,370百万円、経常利益405百万円、当期純利益234百万円となりました。
- ④ 第65期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司	280,000US\$	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売
妙 徳 韓 国 株 式 会 社	100,000 ^千 KRW	100.0%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の製造・販売
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. (コンバム (タイランド))	13,440 ^千 THB	49.6%	空圧機器・装置、関連製品及び部品等の販売

(7) 主要な事業内容

当社は下記の空圧機器、空圧装置、関連製品及び部品等の製造並びに販売を主な事業としております。

区 分	製 品 分 類
真 空 機 器	コンバム（エジェクタ式真空発生器）、吸着パッド、フィルタ、サイレンサ、圧力センサ、真空ポンプ、真空切換弁
空 気 圧 機 器	エアシリンダ、電磁弁、F R L（フィルタレギュレータ）及びその他の製品
機械（F A機器）及び部品	液晶パネル等搬送用エア浮上ユニット及びその他の製品

(8) 主要拠点等

- ① 当 社 本 社 東京都大田区下丸子二丁目6番18号
- ② 国内営業拠点 全国5ヶ所
- ③ 国内生産拠点 当社 岩手事業所（岩手県）
- ④ 海外生産・営業拠点 妙徳韓国株式会社（韓国）
- ⑤ 海外営業拠点 妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司(中国)
CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.（タイ）

(9) 従業員の状況

従業員数			前期末比増減
男	性	82名	6名
女	性	30名	2名
合	計	112名	8名

(注) 従業員数は就業人員数であり、使用人兼務取締役及び臨時従業員32名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 33,000,000株
 (2) 発行済株式総数 7,300,387株
 (自己株式984,613株を除く)
 (3) 株主数 1,276名
 (前期末比32名増)
 (4) 大株主

株主名				持株数	持株比率
伊	勢	養	治	1,365,825株	18.71%
伊	勢	す	が	630,100株	8.63%
伊	勢	幸	治	412,050株	5.64%
妙	徳	従業員	持株会	242,250株	3.32%
中	森	俊	雄	220,000株	3.01%
株	式	会社	日伝	140,000株	1.92%
神	谷	信	一	128,000株	1.75%
伊	勢	三	郎	126,500株	1.73%
泉		真	紀	122,500株	1.68%
丸	三	証券株式	会社	90,000株	1.23%

(注) 上記のほか当社所有の自己株式984,613株があります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

発行決議の日	平成23年3月18日
新株予約権の数	10個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり234円
新株予約権の行使期間	平成25年5月7日～ 平成30年5月6日
割当てた新株予約権の区分別合計	当社取締役1名10個
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要す。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	伊 勢 幸 治	妙徳空霸陸機械設備（上海）有限公司董事長、妙徳韓国株式会社代表理事、CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
専 務 取 締 役	角 野 充 彦	岩手事業所長兼品質保証担当兼品質保証部長、妙徳空霸陸機械設備（上海）有限公司董事
常 務 取 締 役	庄 瀬 元 洋	営 業 担 当 兼 営 業 部 長、CONVUM (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役
取 締 役	岩 渕 敏 彦	製造担当兼製造部長
取 締 役	佐 藤 稔	開発担当兼開発部長、妙徳韓国株式会社専務理事
取 締 役	泉 陽 一	経営企画担当
取 締 役	岩 元 武 継	県立広島大学経営情報学部経営学科・大学院総合学術研究科経営情報学専攻教授
取 締 役	平 野 実	
常 勤 監 査 役	小 畑 光 伸	
監 査 役	松 本 博 之	
監 査 役	川野上 一 春	

- (注) 1. 平成27年3月19日開催の第64期定時株主総会の終結の時をもって、取締役中森俊雄氏は任期満了により退任いたしました。
2. 平成27年6月18日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、監査役泉陽一氏は辞任により退任いたしました。
3. 平成27年6月18日開催の臨時株主総会において、泉陽一、岩元武継、平野実の各氏は取締役、小畑光伸氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 取締役岩元武継、平野実の両氏は、社外取締役であり、独立役員として指定しております。
5. 監査役松本博之、川野上一春の両氏は、社外監査役であり、独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9名	199百万円
(うち社外取締役)	2名	3百万円
監査役	4名	16百万円
(うち社外監査役)	2名	6百万円

- (注) 1. 平成18年6月23日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額2億円以内であります。また、平成23年3月18日開催の定時株主総会において、取締役報酬限度額とは別枠にて、取締役に対し報酬額として年額15百万円以内において新株予約権を付与することを決議しております。
2. 平成18年6月23日開催の定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額3千万円以内であります。
3. 期末現在の取締役の人数は8名であり、取締役報酬の支給人数には任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
4. 期末現在の監査役の人数は3名であり、監査役報酬の支給人数には辞任により退任した監査役1名を含んでおります。
5. 泉陽一氏については、平成27年6月18日開催の臨時株主総会において監査役を辞任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について、監査役期間は監査役に、取締役期間は取締役に記載しております。
6. 報酬等の額には、当事業年度にかかる役員賞与及び役員賞与引当金繰入額19百万円（取締役7名19百万円）が含まれております。
7. 取締役の報酬199百万円には、平成27年6月18日開催の臨時株主総会決議に基づき、第64期定時株主総会をもって退任した取締役1名に対し特別功労金を含む役員退任慰労金114百万円が含まれております。また、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の金額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

区分	氏 名	重要な兼職先と 当社との関係	主な活動状況
取締役	岩 元 武 継	該当事項なし	取締役就任後に開催された当期の定例及び臨時取締役会10回のうち9回に出席する他、月次の部門戦略会議（部門長会議に相当）にも6回すべてに出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	平 野 実	県立広島大学経営情報学部経営学科・大学院総合学術研究科経営情報学専攻教授 特別の関係はありません	取締役就任後に開催された当期の定例及び臨時取締役会10回すべてに出席するほか、月次の部門戦略会議（部門長会議に相当）にも6回すべてに出席し、他社での企業経営経験並びに経営管理論を研究する大学院教授としての専門的見地から、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	松 本 博 之	該当事項なし	当期開催の定例及び臨時取締役会20回のうち17回に出席する他、監査役会13回すべてに出席しており、月次の部門戦略会議（部門長会議に相当）にも12回のうち10回に出席しており、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。
監査役	川野上 一 春	該当事項なし	当期開催の定例及び臨時取締役会20回のうち18回に出席する他、監査役会13回すべてに出席しており、月次の部門戦略会議（部門長会議に相当）にも12回全てに出席しており、取締役会や幹部社員の職務執行状況をつぶさに確認し、必要に応じて発言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

② 社外役員に対する報酬等の総額

社外取締役2名 3百万円

社外監査役2名 6百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

20,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,500千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念及び経営理念に基づき、法令遵守と企業人及び社会人として求められる社会倫理に則った行動を行うことを企業経営の基礎とし、これを役員及び使用人に徹底する。そのために、経営企画担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、本内部統制基本方針の徹底及びグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握、改善に努める。

内部監査室は、代表取締役社長の直属の組織として、コンプライアンス体制の運営状況について、法令上、定款上の問題の有無を調査し、報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

使用人が、取締役及び使用人の職務の執行につき、法令又は定款に適合しない事実があること又はその疑いがあることについて、通報を行う手段を確保するため、当該使用人が当社取締役又は使用人を經由せず直接にコンタクトできる社外の第三者機関によるコンプライアンスホットラインを設置し運用する。

前段の当該使用人が通報したことによって不利益な扱いを受けることがないように必要な手段を講ずるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役会についてその議事録を作成し、取締役はその職務の執行に係る会議体議事録その他文書を作成する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程、情報管理規程を定め、取締役はそれに従って、情報の保存及び管理を行う。文書管理規程には、文書受発信の管理、重要文書の保存期間及び保存方法を定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業遂行上の損失の危険管理については、稟議規程、経理規程、売掛金管理規程、品質管理規程その他の業務管理規程に定める。

経営企画担当取締役は個々の企業行動のカテゴリーに応じ、常に担当取締役と共にその発生の予防に努める。発生した損失の危険性については、社内諸規程の定めに従い、該当職務の担当取締役がその対処を行い、その危険性の度合いにより、取締役会審議、稟議承認などの手続きにより、最終決定する。監査役及び内部監査室は、それぞれの立場からもしくは協同して、リスク管理状況を監査し、代表取締役及び取締役会へ報告する。代表取締役社長は、報告された問題点について、その改善、解消に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、代表取締役及び取締役の担当業務及び使用人兼務取締役の委嘱業務を決定し、個々の代表取締役及び取締役は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき、執行役員及び幹部使用人を指揮監督して、その職務の執行を行う。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの管理については、関係会社管理規程を定め、経営企画担当取締役が統括管理を行い、個々の業務の適正については機能別に担当取締役が管理を行う。各子会社は、その自主独立性を尊重するが、経営の重要事項については事前に当社に提案、承認を得てから実行する。
各子会社は毎月、損益の結果及び資産負債の状況を当社に報告し、その内容は当社取締役会に報告される。当社グループの業務が適正に行われているか否かについて内部監査室が定期、不定期に監査を行い、代表取締役社長に報告する。この報告において指摘された管理上の問題点について、代表取締役社長はその改善、解消に努める。
監査役は、当社グループ全体の業務が適正に遂行されているか否かを監査し、そのために必要な資料の提出を個々の子会社に直接求めることができる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は遅滞なく監査役会と協議して、監査役が要求する能力を備えた使用人を監査役の下に配置する。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前項により監査役の下に配置された使用人は代表取締役、取締役及び当社の使用人から独立し、監査役及び監査役会の指揮命令のみに従い、その職務の遂行にあたる。
前号の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動、人事考課については、監査役会の事前の承認を必要とする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその担当する業務執行につき報告を受ける。
内部監査室は、内部監査の実施及びその結果について、監査役会に報告しなければならない。

取締役は、監査役監査規程の定めに従い、当社及び当社グループに著しく損害を及ぼす虞のある事実を発見したとき、会計方針・会計基準の採用及び変更、その他重要な事項について監査役に報告をする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、また、稟議書その他重要書類を閲覧することにより重要な意思決定及び業務執行状況を把握し、自らの判断において取締役及び使用人に必要な説明を求める。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、相互に知りえた事実及び情報を開示しあうことにより、監査の実効性と監査目的達成の確保を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記(1)の内部統制システムの整備を行い、取締役会において経営方針の策定等の重要事項を決定し、経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

監査役会は、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査役監査の他、重要な社内会議への出席等により、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等の決定につきまして、株主の皆様に対する長期的な利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開及び経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績に対応した安定配当を行うことを基本方針としております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,890,308	流 動 負 債	254,192
現 金 及 び 預 金	737,315	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	53,334
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	501,890	未 払 法 人 税 等	20,126
有 価 証 券	100,000	賞 与 引 当 金	26,228
製 品	202,251	役 員 賞 与 引 当 金	21,963
仕 掛 品	119,034	そ の 他	132,539
原 材 料	157,579	固 定 負 債	150,220
繰 延 税 金 資 産	36,386	退 職 給 付 に 係 る 負 債	117,131
そ の 他	36,284	繰 延 税 金 負 債	19,373
貸 倒 引 当 金	△433	そ の 他	13,715
		負 債 合 計	404,413
固 定 資 産	2,235,508	純 資 産 の 部	
有形固定資産	1,850,338	株 主 資 本	3,591,146
建 物 及 び 構 築 物	835,678	資本金	748,125
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	200,804	資本剰余金	948,842
土 地	739,457	利益剰余金	2,128,120
そ の 他	74,397	自己株式	△233,941
無形固定資産	99,403	その他の包括利益累計額	111,931
投資その他の資産	285,767	その他有価証券評価差額金	55,743
投 資 有 価 証 券	221,884	為替換算調整勘定	56,187
繰 延 税 金 資 産	1,594	新株予約権	8,938
そ の 他	62,288	少数株主持分	9,387
		純 資 産 合 計	3,721,404
資 産 合 計	4,125,817	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,125,817

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(自 平成27年 1 月 1 日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,444,725
売上原価		954,326
売上総利益		1,490,398
販売費及び一般管理費		1,054,846
営業利益		435,552
営業外収益		
受取利息	2,964	
受取配当金	5,781	
受取地代家賃	11,098	
補助金の収入	2,902	
その他	2,176	24,923
営業外費用		
売上割引	212	
支払手数料	604	
為替差損	7,472	
減価償却費	4,554	
その他	903	13,747
経常利益		446,728
特別利益		
固定資産売却益	2,836	2,836
特別損失		
固定資産除却損	188	
減損損失	727	
投資有価証券評価損	4,223	
役員退職慰労金	94,174	99,314
税金等調整前当期純利益		350,250
法人税、住民税及び事業税	85,215	
過年度法人税等	2,230	
法人税等調整額	16,831	104,278
少数株主損益調整前当期純利益		245,972
少数株主利益		1,453
当期純利益		244,518

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1 月 1 日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	748,125	945,766	1,939,245	△189,699	3,443,437
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△55,644		△55,644
当 期 純 利 益			244,518		244,518
自 己 株 式 の 取 得				△55,895	△55,895
自 己 株 式 の 処 分		3,076		11,654	14,730
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	3,076	188,874	△44,241	147,709
当 期 末 残 高	748,125	948,842	2,128,120	△233,941	3,591,146

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	29,826	79,613	109,439	11,734	9,985	3,574,597
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△55,644
当 期 純 利 益						244,518
自 己 株 式 の 取 得						△55,895
自 己 株 式 の 処 分						14,730
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純 額)	25,917	△23,425	2,491	△2,796	△597	△902
連結会計年度中の変動額合計	25,917	△23,425	2,491	△2,796	△597	146,806
当 期 末 残 高	55,743	56,187	111,931	8,938	9,387	3,721,404

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社 妙徳
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 博嗣 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社妙徳の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社妙徳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,525,171	流動負債	195,608
現金及び預金	489,907	買掛金	43,418
受取手形	247,435	未払金	21,017
売掛金	194,502	未払費用	59,880
有価証券	100,000	預り金	25,188
製品	162,070	賞与引当金	20,324
仕掛品	119,034	役員賞与引当金	14,421
原材料	143,697	その他	11,358
未収入金	12,558		
前払費用	17,297		
繰延税金資産	28,439		
関係会社短期貸付金	7,404	固定負債	107,663
その他	2,823	退職給付引当金	107,501
固定資産	2,133,752	その他	162
有形固定資産	1,754,588		
建物	756,926	負債合計	303,271
構築物	32,863	純資産の部	
機械及び装置	174,971	株主資本	3,290,969
車両運搬具	12,708	資本金	748,125
工具、器具及び備品	38,790	資本剰余金	948,842
土地	711,980	資本準備金	944,675
建設仮勘定	26,346	その他資本剰余金	4,167
無形固定資産	99,028	利益剰余金	1,827,943
ソフトウェア	66,050	利益準備金	6,165
ソフトウェア仮勘定	11,016	その他利益剰余金	1,821,778
借地権	20,680	特別償却準備金	19,830
その他	1,281	別途積立金	515,000
投資その他の資産	280,135	繰越利益剰余金	1,286,947
投資有価証券	212,064	自己株式	△233,941
関係会社株式	31,412		
関係会社出資金	31,698	評価・換算差額等	55,743
長期前払費用	5,670	その他有価証券評価差額金	55,743
差入保証金	6,510		
繰延税金資産	5,769	新株予約権	8,938
その他	10		
投資損失引当金	△13,000		
資産合計	3,658,923	純資産合計	3,355,651
		負債及び純資産合計	3,658,923

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

損益計算書

(自 平成27年 1 月 1 日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,883,782
売上原価		794,845
売上総利益		1,088,937
販売費及び一般管理費		839,043
営業利益		249,893
営業外収益		
受取利息	398	
受取配当金	112,009	
受取地代家賃	8,917	
為替差益	454	
その他	1,802	123,583
営業外費用		
売上割引	862	
支払手数料	604	
減価償却費	3,842	
その他	832	6,142
経常利益		367,334
特別利益		
固定資産売却益	1,693	1,693
特別損失		
固定資産除却損	109	
減損損失	727	
投資損失引当金繰入額	13,000	
役員退職慰労金	94,174	108,011
税引前当期純利益		261,016
法人税、住民税及び事業税	48,881	
法人税等調整額	15,610	64,491
当期純利益		196,524

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 1 月 1 日)
(至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	748,125	944,675	1,091	945,766
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			3,076	3,076
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	3,076	3,076
当 期 末 残 高	748,125	944,675	4,167	948,842

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株 資 合 主 本 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利 剰 余 益 金 計 合 計		
		特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 剰 余 益 金			
当 期 首 残 高	6,165	26,148	515,000	1,139,749	1,687,063	△189,699	3,191,254
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
特別償却準備金の取崩		△6,317		6,317	—		
剰 余 金 の 配 当				△55,644	△55,644		△55,644
当 期 純 利 益				196,524	196,524		196,524
自 己 株 式 の 取 得						△55,895	△55,895
自 己 株 式 の 処 分						11,654	14,730
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	—	△6,317	—	147,197	140,880	△44,241	99,715
当 期 末 残 高	6,165	19,830	515,000	1,286,947	1,827,943	△233,941	3,290,969

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	29,826	29,826	11,734	3,232,816
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				
剰 余 金 の 配 当				△55,644
当 期 純 利 益				196,524
自 己 株 式 の 取 得				△55,895
自 己 株 式 の 処 分				14,730
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	25,917	25,917	△2,796	23,120
事業年度中の変動額合計	25,917	25,917	△2,796	122,835
当 期 末 残 高	55,743	55,743	8,938	3,355,651

記載金額は、千円未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

株式会社 妙徳
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 博嗣 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社妙徳の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の意見が一致いたしましたので、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

株式会社 妙 徳 監査役会

常勤監査役 小 畑 光 伸 印

監 査 役 松 本 博 之 印

監 査 役 川野上 一 春 印

(注) 監査役 松本博之及び川野上一春は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第65期期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円50銭 総額40,152,128円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年3月31日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の効率化のために1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	い せ こう じ 伊 勢 幸 治 (昭和40年2月3日生)	昭和61年2月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成14年6月 株式会社コンバムコーポレーション (現当社岩手事業所) 代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役 平成25年3月 当社常勤監査役 平成26年3月 当社専務取締役経営企画担当 平成27年3月 当社代表取締役社長(現任) 妙徳韓国株式会社代表理事(現任) 妙徳空霸睦機械設備(上海)有限公司 董事長(現任) CONVUM (THAILAND) CO.,LTD. 代表取締役(現任)	412,050株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
2	かど の みつ ひこ 角 野 充 彦 (昭和32年8月27日生)	昭和56年4月 株式会社森精機製作所（現DMG森精機株式会社）入社 平成25年12月 当社入社 専務執行役員 平成26年3月 当社専務取締役開発担当 妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司 董事長 CONVUM（THAILAND）CO.,LTD. 代表取締役 平成27年3月 妙徳空霸睦機械設備（上海）有限公司 董事（現任） 平成27年10月 当社専務取締役岩手事業所長兼品質保 証担当兼品質保証部長（現任）	14,000株
3	しょう せ もと ひろ 庄 瀬 元 洋 (昭和36年10月11日生)	平成16年9月 当社入社 平成17年5月 当社営業部長 平成18年5月 当社執行役員資材部長 平成20年5月 当社常務執行役員製造担当兼岩手製造 部長 平成24年3月 当社常務取締役経営企画担当 平成25年3月 CONVUM（THAILAND）CO.,LTD. 代表取締役（現任） 平成27年3月 当社常務取締役経営企画担当 平成27年6月 当社常務取締役岩手事業所長兼品質管 理担当兼品質管理部長 平成27年10月 当社常務取締役営業担当兼営業部長 平成28年1月 当社常務取締役営業担当（現任）	30,000株
4	さ とう ゆたか 佐 藤 穂 (昭和40年7月31日生)	昭和59年4月 当社入社 平成15年3月 当社営業部部長 平成15年6月 株式会社秋田妙徳取締役 平成17年5月 当社開発部長 平成20年4月 当社執行役員東日本営業担当 平成20年8月 妙徳韓国株式会社代表理事 平成21年6月 当社執行役員開発部長 平成25年3月 当社取締役執行役員開発担当兼開発部長 平成25年3月 妙徳韓国株式会社代表理事 平成27年3月 当社取締役常務執行役員開発部長 妙徳韓国株式会社専務理事（現任） 平成27年6月 当社取締役常務執行役員開発担当兼開発部長（現任）	77,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
5	いずみ よう いち 泉 陽 一 (昭和45年7月18日生)	平成12年11月 当社入社 平成20年7月 妙徳韓国株式会社監査役 平成23年10月 当社営業部第1グループ長 平成25年1月 当社営業部長兼第1グループ担当 平成25年3月 当社取締役執行役員営業担当兼営業部長 妙徳空覇陸機械設備（上海）有限公司 董事長 平成26年3月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役執行役員経営企画担当（現任）	26,000株
6	いわ もと たけ つぐ 岩 元 武 継 (昭和30年4月1日生)	昭和52年4月 鈴屋商事株式会社入社 昭和53年8月 大喜産業株式会社入社 平成17年7月 同社営業本部管理部 執行役員 平成25年7月 同社物流関西部長 平成27年6月 当社入社 当社社外取締役（現任）	—
7	ひら の みのる 平 野 実 (昭和37年7月25日生)	昭和61年4月 株式会社森精機（現DMG森精機株式 会社）入社 平成13年1月 エルゴシーティング株式会社入社 取 締役副社長COO 平成17年3月 北海道大学大学院経済学研究科現代経 済経営専攻 博士（経営学）取得 平成23年4月 県立広島大学経営情報学部経営学科・ 大学院総合学術研究科経営情報学専攻 教授（現任） 平成27年6月 当社入社 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 県立広島大学経営情報学部経営学科・大学院総合学 術研究科経営情報学専攻教授	—

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

監査報告書

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の岩元武継氏及び平野実氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は岩元武継氏及び平野実氏を東京証券取引所に対して同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者とした理由
- ①岩元武継氏は、大喜産業株式会社の執行役員を務められるなど、これまで培ってこられた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に対する的確な助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ②平野実氏は、エルゴシーティング株式会社の取締役副社長（COO）を務められ、その後県立広島大学大学院教授として経営管理論などを研究しており、経営者並びに専門家としての長年の経験と知見により、取締役会の監督機能強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 岩元武継氏及び平野実氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって9ヶ月であります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について、岩元武継氏及び平野実氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
- また、両氏の再選が承認された場合には、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役松本博之氏及び川野上一春氏の両名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	まつ もと ひろ ゆき 松 本 博 之 (昭和21年1月29日生)	昭和44年 8 月 株式会社山善入社 昭和57年 3 月 相生精機株式会社（現パスカ株式会社）入社 昭和62年 6 月 株式会社コスメック入社 平成 4 年 6 月 同社取締役営業部長 平成24年 3 月 当社入社 当社監査役（現任）	—
2	かわのうえ かず はる 川野上 一 春 (昭和27年3月15日生)	昭和49年 4 月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成15年 6 月 同社札幌支店長 平成17年 4 月 新光投信株式会社マーケティング一部長 平成18年 4 月 同社執行役員 平成20年 5 月 同社常勤監査役 平成23年 6 月 同社顧問 平成24年 3 月 当社入社 当社監査役（現任）	4,000株

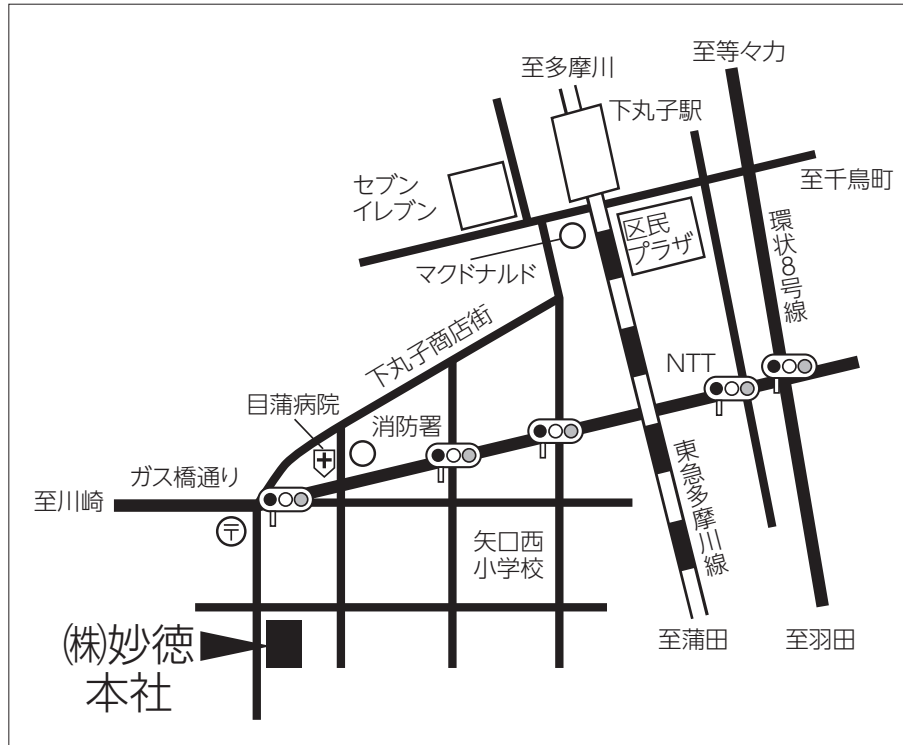
- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者松本博之氏及び川野上一春氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
松本博之氏につきましては、過去に当社の社外監査役を4年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、多くの当社ユーザーが属する産業機械業界において長く取締役として企業経営に関わりをもたれ、その豊富な経験と知識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
川野上一春氏につきましては、過去に当社の社外監査役を4年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また金融機関での専門知識等及び監査役としての経験と知識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 松本博之氏及び川野上一春氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって4年であります。
5. 社外監査役との責任限定契約について、松本博之氏及び川野上一春氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。
また、両氏の再選が承認された場合には、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場 所：東京都大田区下丸子二丁目6番18号

当社 本社会議室



[交通のご案内]

◇東京急行多摩川線「下丸子駅」より徒歩10分

(駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。)